

平成 17 年度公共用水域及び地下水水質測定結果の概要

県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、山梨県及び甲府市が水質測定を実施した。

公共用水域水質測定結果

1 調査方法

(1) 測定地点 (資料 ・ 参照)

	測定地点			
	環境基準点	補助点	合計	
公共用水域 51地点	河川	22	23	45
	湖沼	5	1	6
	計	27	24	51

注) 測定機関：国土交通省 12 (8) 山梨県 32 (16) 甲府市 7 (3)

* () 内の数字は環境基準点

(2) 測定項目及び測定回数

人の健康の保護に関する環境基準項目 : 年 1 ~ 12 回
(カドミウム等 26 項目)

生活環境の保全に関する環境基準項目 : 年 6 ~ 24 回
(BOD 等 9 項目)

要 監 視 項 目 : 年 1 回
(クロロホルム等 29 項目)

2 測定結果

(1) 人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

砒素を除く 25 項目については、全ての地点で環境基準を達成した。

砒素については、塩川ダム貯水池 (北杜市須玉町) で地質由来により環境基準を超過した。(年間平均値 0.015mg/l。環境基準は 0.01mg/l)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果 (資料 参照)

河 川

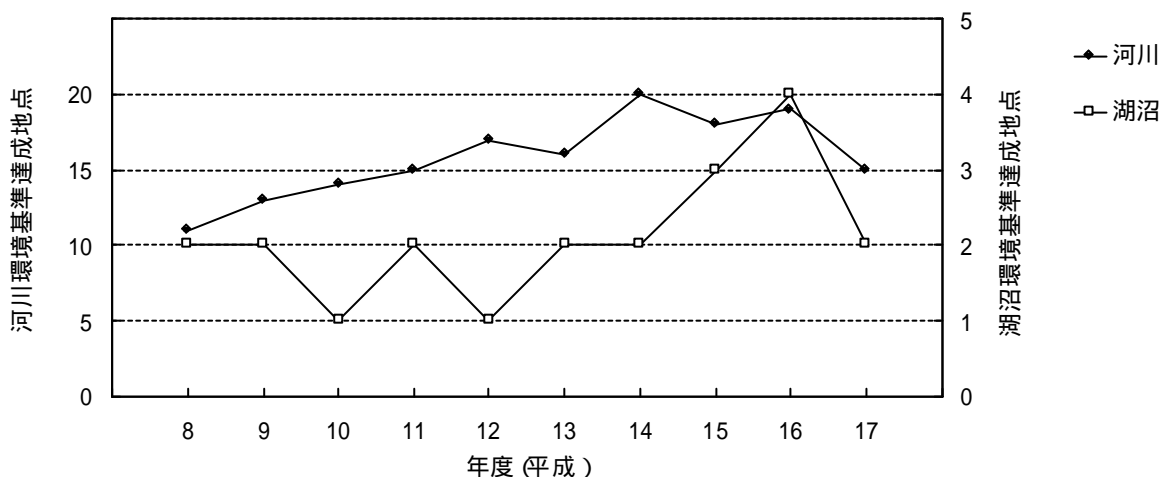
- ・ 河川の評価の指標となる BOD (生物化学的酸素要求量) の環境基準達成地点は 22 地点中 15 地点であった。
- ・ 平成 16 年度の結果 (環境基準達成地点 : 19 地点) と比較すると、環境基準達成地点は 4 地点減少した。

湖 沼

- 湖沼の評価の指標となる COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成地点は 5 地点中 2 地点であった。
- 平成 16 年度の結果（環境基準達成地点：4 地点）と比較すると、環境基準達成地点は 2 地点減少した。

河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

	年度(平成)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
河川	環境基準点	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	達成地点	11	13	14	15	17	16	20	18	19	15
湖沼	環境基準点	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	達成地点	2	2	1	2	1	2	2	3	4	2



図：河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

(3) 要監視項目の測定結果

調査した 32 地点のうち、6 地点で 5 種類の物質が検出されたが、全て指針値以内であった。（指針値が設定されていないニッケルを除く）

検出された物質	クロロホルム (指針値：0.06mg/l)	アンチモン (指針値：0.02mg/l)	ニッケル (指針値：-)	全マンガン (指針値：0.2mg/l)	ウラン (指針値：0.002mg/l)
新大橋	0.002	0.0003	0.007	0.02	0.0002
三郡西橋	-	-	0.001	-	-
富士橋	-	-	0.002	-	-
鎌田川流末	-	0.0002	-	-	0.0003
河口湖湖心	-	0.0002	-	-	-
大門ダム貯水池	-	-	-	0.07	-

地下水水質測定結果

1 調査方法

- (1) 概況調査（山梨県全体の地下水の水質の概況を把握する調査）（資料 ・ 参照）
- ・ 測定地点数：環境基準項目：51 地点
要監視項目：29 地点
 - ・ 測定項目：環境基準項目：カドミウム等 26 項目
要監視項目：クロロホルム等 27 項目
 - ・ 測定回数：環境基準項目：年 2 回
要監視項目：年 1 回
- (2) 汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において、環境基準項目の測定結果が環境基準を超えたときに、原因究明及び汚染範囲の確定を行う調査）
- ・ 測定地点数：42 地点
（3 地区：北杜市高根町、笛吹市境川町、上野原市大野）
 - ・ 測定項目：概況調査において環境基準値を超過した項目
- (3) 定期モニタリング調査（汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染井戸の継続的な監視）
- ・ 測定地点数：39 地点
 - ・ 測定項目：汚染井戸周辺地区調査において環境基準値を超過した項目等
 - ・ 測定回数：環境基準項目：年 2 回
- (4) 定期モニタリング井戸縮小調査（定期モニタリング調査を終了するための調査）
- 環境省が平成 11 年 4 月に定めた「水質モニタリング方式効率化指針」において、定期モニタリング調査を終了する場合は、調査地点で 2 ないし 3 年間連続して環境基準以下となり、その上で汚染範囲内のすべての地点が年間平均で環境基準以下になっていることを確認した上で、終了してよいことになっている。
- ・ 測定地点数：70 地点
（4 地区：市川三郷町市川大門、都留市大野、山梨市小原東、笛吹市八代町）
 - ・ 測定項目：定期モニタリング調査において環境基準値を超過していた項目
 - ・ 測定回数：年 1 ～ 3 回

2 測定結果

(1) 概況調査（資料 参照）

環境基準項目では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 2 地点（笛吹市境川町藤袋、上野原市大野）また、鉛及びふっ素が 1 地点（甲府市国玉町）で環境基準を超過したが、それ以外の地点は全て環境基準を達成した。

環境基準値超過井戸	環境基準値内検出井戸
3地点 (うち飲用井戸 0地点)	48地点 (うち飲用井戸 20地点)

要監視項目では、2 地点でニッケルが、1 地点でアンチモンが、9 地点で全マンガンが及び 2 地点でウランが検出されたが、全て指針値以内であった。（指針値が設定されていないニッケルを除く。）

(2) 汚染井戸周辺地区調査（資料 参照）

平成 16 年度及び平成 17 年度の概況調査で汚染が確認された 3 地区で原因究明調査を行ったが、汚染原因が特定できなかったため、定期モニタリング調査地点に加え、継続的な監視を行う。

北杜市高根町下黒沢地区では、11 地点のうち 4 地点（うち飲用井戸 0 地点）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

笛吹市境川町藤袋地区では、12 地点のうち 1 地点（うち飲用井戸 0 地点）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

上野原市大野地区では、19 地点のうち 7 地点（うち飲用井戸 4 地点）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

(3) 定期モニタリング調査（資料 参照）

39 地点のうち 17 地点で環境基準を達成したが、22 地点で引き続き環境基準を超過した。このため、引き続きモニタリング調査を実施し、継続的な監視を行う。

環境基準値超過井戸	環境基準値内検出井戸	不検出井戸
22地点 (うち飲用井戸 11地点)	14地点 (うち飲用井戸 4地点)	3地点 (うち飲用井戸 0地点)

(4) 定期モニタリング井戸縮小調査（資料 参照）

近年連続して環境基準値以内の定期モニタリング井戸があることから、水質モニタリング方式効率化指針（環境省）に基づき調査した結果、4地区（5井戸）とも、汚染範囲内の全ての地点において、環境基準以下になっていることが確認できたため、平成18年度から定期モニタリング調査井戸から除外することとした。

市川三郷町市川大門の定期モニタリング井戸（井戸 12）は、平成7年度から環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下になっていることを確認した。

都留市大野の定期モニタリング井戸（井戸 15）は、平成9年度から環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下になっていることを確認した。

山梨市小原東の定期モニタリング井戸（井戸 17,18）は、17の井戸で平成6年度から、18の井戸で平成11年度から環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下になっていることを確認した。

笛吹市八代町大間田の定期モニタリング井戸（井戸 19）は、平成13年度から環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下になっていることを確認した。